

# 小型船舶係留施設使用許可申請書(継続用)

特定非営利活動法人 兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会 様

申請者 千

(法人の場合は商業登記簿謄本と同住所、共同所有の場合は筆頭者の住民票と同住所)

住所

法人名

フリガナ

(法人の場合は法人名および代表者の氏名、共同所有の場合は筆頭者氏名)

氏名

電話 自宅または会社

携帯・緊急連絡先

現使用場所	二見・西二見・播磨・尾上・西宮 地区	番				
船種	<input type="checkbox"/> 汽船	<input type="checkbox"/> 帆船				
所有形態	<input type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 法人	<input type="checkbox"/> 共同			
船名						
船舶の諸元	船舶の長さ	m	船舶の幅	m	船舶の深さ	m
船舶検査済証の番号	第	号				
海技免状の種類及び番号	小型船舶操縦士	級	第	号		
使用期間	2024年 4月 1日 から 2025年 3月 31日 まで (12ヶ月)					
利用料金	円 × 12ヶ月 = 円					
E-mail アドレス						
摘要						

## 添付書類

誓約書・・・1部

# 誓 約 書

ボートパーク 指定管理者  
特定非営利活動法人 兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会 様

小型船舶係留施設の使用許可を受けた際には、関係法令、小型船舶係留施設の使用に関する一般条件及び次の事項を遵守することを誓約します。

- 許可を受けた船舶の係留に伴って、当該船舶が損傷したとき、もしくは、第三者に損害を及ぼしたときは、施設管理者に何ら請求しません。
- 小型船舶係留施設及び係留設備等は常に良好な状態で使用し、自らの過失により施設に損傷が生じた場合は、直ちに指定管理者に連絡するとともに、自らの費用で指示どおり復旧します。
- 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は第 3 号に規定する暴力団員に該当しません。
- 暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しません。
- 上記 1、2、3 及び 4 に違反したときには、本許可の取り消し、その他指定管理者が行う一切の措置について異議を述べません。

令和 年 月 日

〒  
住 所

（法人にあっては主たる事務所の所在地、共同所有にあってはその代表者の所在地）

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名、共同所有にあってはその代表者の氏名）